

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定に基づく所有不動産の登記移転に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により公告する。

令和 2 年 9 月 15 日

東御市長 花岡 利夫



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名称 桜井区

区域 桜井区の公民館を中心に東は、赤岩区、片羽区に接する農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域、西は、加沢地籍に接する区域、南は、しなの鉄道に接する区域、北は大石区に接する区域に囲まれた区域とする。

主たる事務所の所在地 東御市滋野乙 605 番地 1

2 申請不動産に関する事項

土地

地目	面積	所在地
宅地	95.60㎡	東御市滋野字蔵ノ脇乙 608 番 4
宅地	247.78㎡	東御市滋野字蔵ノ脇乙 609 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	登記上の住所
寺島 岸太郎	小県郡滋野村 239 番地
五十嵐 留作	小県郡滋野村乙 929 番地
五十嵐 茂保	小県郡滋野村乙 926 番地
寺島 永吉	小県郡滋野村乙 655 番地 1

3 当該不動産の移転登記等をするについて異議を述べることができる者

- (1) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることのできる期間

9月15日から12月15日まで

5 異議を述べる方法及び提出先

(1) 方法

東御市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する異議申出書に必要事項を記入し、登記関係者であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

(2) 提出先

東御市県 281 番地 2

東御市企画振興部地域づくり・移住定住支援室